

R3 年度第 1 回 都市歯科医師会 社会保険担当者会議報告 R3(2021). 7. 30

1. マグネットの保険導入
2. 10 月の随時改定
3. 集団的個別指導、個別指導について
4. 義歯作製の 6 か月規制について

1. マグネットの保険導入

R3. 9 月から保険適用 (添付資料参照)

フィジオマグネット (株式会社ケディカ)

○準用技術料 歯科点数表

M005 装着	1 歯冠修復	45 点	}	… キーパー側
	注 2 内面処理加算 2	45 点		
M010 金属歯冠修復	1 インレー イ 単純なもの	190 点	}	… 義歯床側
M029 有床義歯修理		252 点		

※「修理の点数」となっていますが、義歯新製と同時の場合はまだ点数が出ていません。

9 月までに疑義解釈等で出される予定です。

※軟質裏装材を使用して間接法により床裏装を行った場合は除く

※ロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理(カルテに貼付)

※義歯の破損、増歯等に対する有床義歯修理と同時に有床義歯に磁石構造体を装着した場合の有床義歯修理は、所定点数により別途算定する

2. 10 月の随時改定

歯科用貴金属価格の随時改定 I について

4 月、10 月の改定は±5%を超えた場合に行う(診療報酬改定時は除く)

(7 月、1 月の改定は±15%を超えた場合)

現在の告示価格	2,668 円/g
令和 3 年 10 月随時改定 I 時の価格	2,951 円/g
	283 円/g UP

3. 集団的個別指導、個別指導について

■ R3年度の集団的個別指導…

全体で集まったの指導はなし。すでに7月16日に書類送付していてそれで集個を受けたという事になる。R4年度に引き続き高点数であれば通常だとR5年度に個別指導となるが、R5年度には高点数での個別指導は行わない。

そうすると今年度（R3年度）書類のみの集個に当たった先生は次の集個の対象になるのはR6年度という事になる。

R4年度からは通常のサイクルに戻ると予想される。

…R4年度に集個に当たった先生はR5年度に高点数ならR6年度に個別指導

しかし、コロナ禍の状況によるのではっきりとはしない。

■ R3、R4、R5個別指導…高点数はなし、通報のみ

■ 新規指導は行われます。

4. 義歯作製の6か月規制について

“印象から印象までに6か月経過が必要（他院作製の義歯でも）もしくは歯式が変われば新製可”

現在、愛媛県の協会けんぽでは横覧もしており6か月以内に他院で作製していたことがわかれば基金から後医へ問い合わせが行く。

患者に必ず確認してカルテに記載、問い合わせがあれば必ず「確認しています」と返答すること。

6か月たっていないのに虚偽の申告をする患者が悪いのだが、確認してないという事になると査定される。